「尾張北部交通圏」、「富士・浜松交通圏」、「焼津交通圏」、「美濃・可児交通圏」、「福津交通圏」、「福	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
	平成二十七年十月一日から平成三十年九月三十日まで

に、六の項中

「河北交通圏」、「京都市域交通圏」、「大阪市域交通圏」、「北摂交通圏」、「河南Ｂ交通圏」、「河南交通圏」、「東播磨交通圏」、「姫路・西播磨交通圏」、「中部交通圏（奈良県）」、「生駒交通圏」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏（滋賀県）」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
「大阪市域交通圏」、「北摂交通圏」、「河南Ｂ交通圏」、「河南交通圏」、「東播磨交通圏」、「姫路・西播磨交通圏」、「中部交通圏（奈良県）」、「生駒交通圏」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏（滋賀県）」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」	平成二十七年十月一日から平成三十年九月三十日まで
「湖北交通圏」	平成二十八年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで

を

「河北交通圏」、「京都市域交通圏」、「大阪市域交通圏」、「北摂交通圏」、「河南Ｂ交通圏」、「河南交通圏」、「東播磨交通圏」、「姫路・西播磨交通圏」、「中部交通圏（奈良県）」、「生駒交通圏」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏（滋賀県）」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
	平成二十七年十月一日から平成三十年九月三十日まで
「湖北交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
	平成二十七年十月一日から三十年九月三十日まで

に改め、七の項中「、三原市」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千三十号

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第二十七条の規定により読み替えて適用される同法第七条の規定に基づき、船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針を次のように定め、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年十月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

第一　趣旨

この指針は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関して、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条の規定により読み替えて適用される法第四条及び第六条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、無料船員職業紹介事業者等（法第二十七条の規定により読み替えて適用される法第四条第二項に規定する無料船員職業紹介事業者等をいう。以下同じ。）その他の関係者が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における青少年の雇用失業情勢等を考慮して、これらの者が講ずべき措置について定めたものである。

なお、中学校、高等学校又は中等教育学校の新規卒業予定者については、経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意すること。

第二　事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

一　労働関係法令等の遵守

事業主、青少年の募集を行う者及び求人者は、青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるようにするためには、労働条件等が的確に示されることが重要であることに鑑み、次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。

(一)　募集に当たって遵守すべき事項

イ　青少年の募集を行う者は、船員職業安定法第四十八条第一項の規定により読み替えて準用される同法第十六条第一項の規定により、青少年の募集に当たり、募集に応じて船員になろうとする青少年に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「労働条件等」という。）を明示しなければならないこと。

ロ　求人者は、船員職業安定法第十六条第一項（同法第四十二条第一項の規定により読み替えて準用される場合を含む。）の規定により、青少年を対象とした求人の申込みに当たり、地方運輸局又は無料船員職業紹介事業者（同法第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。以下同じ。）に対し、労働条件等を明示しなければならないこと。

ハ　イ又はロにより労働条件等を明示するに当たっては、船員職業安定法第十六条第二項の規定により、次に掲げる事項については、書面の交付等により行わなければならないこと。

(イ)　賃金（船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十三条第二項に規定する報酬に限る。）の額に関する事項

(ロ)　基準労働期間、労働時間、休息時間及び休日に関する事項

(ハ)　青少年が従事すべき業務の内容に関する事項

(ニ)　雇用期間に関する事項

(ホ)　青少年が乗り組むべき船舶に関する事項

(ヘ)　健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険、雇用保険及び船員保険の適用に関する事項

ニ　広告等により青少年の募集を行う者は、船員職業安定法第四十八条第二項の規定により、当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、当該募集に応じようとする青少年に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならないこと。

ホ　青少年の募集を行う者及び求人者（トにおいて「募集者等」という。）は、イ又はロにより労働条件等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

(イ)　明示する労働条件等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。

(ロ)　求職者又は募集に応じて船員になろうとする青少年（(ハ)及び(ヘ)において「求職者等」という。）に具体的に理解されるものとなるよう、労働条件等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

(ハ)　求職者等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

(ニ)　労働時間に関しては、基準労働期間、所定労働時間を超える労働、休息時間、休日等について明示すること。

(ホ)　賃金に関しては、基本給、定額的に支払われる手当、航海日当、昇給に関する事項等について明示すること。

(ヘ)　明示する労働条件等の内容が雇入契約（予備船員については、雇用契約。以下「雇入契約等」という。）締結時の労働条件等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、労働条件等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた求職者等に速やかに知らせること。

(ト)　青少年の募集を行う者は、労働条件等の明示を行うに当たって労働条件等の事項の一部を別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。